

平成 26 年 10 月 23 日

企業会計基準委員会 御中

公益社団法人日本年金数理人会

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）(案)」に対するコメント

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成 26 年 7 月 31 日に公表された「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）(案)」に関しまして、下記のとおりコメントを提出いたします。

敬具

## 記

### 1. 質問 5 について

公開草案第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」では、その他の包括利益項目のノンリサイクリング処理に関する規定について「削除又は修正」を行うことを提案している。この公開草案第 2 号には以下のような問題点があると考えます。

公開草案第 2 号第 6 項により削除または修正された J-122A 項では、「その他の包括利益に認識し資本の独立の区分に累積していた確定給付負債又は資産（純額）の再測定は、原則として各期の発生額について、従業員の平均残存勤務期間で按分した額を、每期その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替える」としている。

2011 年改訂以前の IAS19 では数理計算上の差異の収益又は費用の認識について、いわゆる回廊アプローチを選択肢として示していたが、2011 年改訂においては「IFRS では純損益への振替に関する一貫した方針はなく、この問題を扱うのは時期尚早」としてノンリサイクリング処理を採用している。今般リサイクリング処理を検討するにあたっては 2011 年改訂以前の回廊アプローチを出発点とするべきと思われるが、今回の提案はこれとは異なっている。

一方で現行日本基準（企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」）とも異なっている（現行日本基準では、会計基準第 24 項において「数理計算上の差異は、原則として各期の発生額

について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する」と、今回の提案の平均残存勤務期間ではなく、平均残存勤務期間以内の一定の年数と定められている。

2011年改訂以前のIAS19とも現行日本基準とも異なる処理を要求することは、果たして今回の基準開発の趣旨に合致しているのか、また実務上無用の混乱を招くのではないかと懸念する。

現行日本基準ではいわゆる割引率の変更に関する重要性の基準が設けられているが、IAS19には同様の定めはなく今回の提案で特に手当てされていない点は、前述の差異と関連して留意すべきと思われる。

公開草案第2号第6項により削除又は修正されたJ-122B項において、「確定給付制度の廃止、縮小又は清算（この項において「確定給付制度の廃止等」という。）が発生した場合」の取り扱いについて述べているが、IAS19では廃止、縮小、清算は同列で論じられている概念ではないため、「確定給付制度の廃止等」の示す範囲は必ずしも明確ではないと考える。

2011年改訂以前のIAS19では第109項に縮小又は清算が発生した場合の会計処理についての記載がありJ-122B項と同様の会計処理を要求しているが、2011年改訂前後で縮小及び清算の定義が異なっているのでJ-122B項が意図したとおりの規定となっているかは慎重に検討すべきと考える。

公開草案第2号第11項により削除又は修正されたJ-144A項で要求される「その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替える年数」の開示において、この「年数」が当該年度に発生した再測定に係るものなのか、あるいは過去の年度に発生した再測定に係るものまで含めてすべてを指すのかが、明らかでないと考ええる。

公開草案第2号第32項及び第35項によると「利息純額アプローチ」についても「削除又は修正」を行うかについて検討を行ったが、「削除又は修正」を必要最小限とする観点からこれを行わなかったとのことである。しかしながらIAS19における「再測定」の定義は利息純額アプローチの導入と密接な関係があるため、再測定のリサイクリング処理を行う一方で利息純額アプローチを変更しないことでのよいのかは慎重に検討する必要があると考える。

将来、IAS19等の改訂が行われた際には、その改訂が修正国際基準に与える影響を都度慎重に吟味し、所要の手当てが行われることを望む。

以上